

農地を買って借りて規模拡大を考えている方

あっせん譲受等候補者名簿への

登録をお願いします

これから農地を売買または借り受けて規模拡大を図りたい、自分の所有する農地の隣接地が売りに出た場合は取得したいなど、町内で農地を買いたい借りたいと思っている方は、『あっせん譲受等候補者名簿』への登録をお願いします。

希望する地区から農地の売り渡しや貸し出しの申し出があり、農業委員会で農地のあっせんを行う場合、あっせんを受けるときには候補者名簿の登録が必要となりますので、今後規模拡大を考えている方は登録をお願いします。

くわしい登録方法につきましては、農業委員会事務局までお尋ねください。

※ 昨年登録された方については、提出は必要ありません。(認定農業者の更新時に内容を確認し、更新していただきます。)

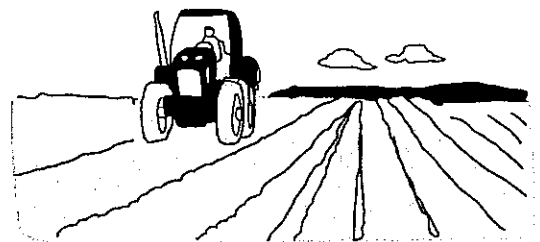
問い合わせ先

安平町早来大町95番地 (役場総合庁舎2階)

安平町農業委員会事務局

電話 : 0145-22-2515

メール : nouchi@town.abira.lg.jp



令和 年 月 日

あっせん譲受等候補者名簿登録申請書

安平町農業委員会長 様

住 所

申請人

氏 名

印

1 世帯員（構成員）の農業従事状況

氏 名 (世帯構成員)	続 柄	年 齢 (満)	農 業 従 事 日 数	農 業 者 年 金 加 入	備 考

2 経営状況

区 分	経 営 農 地 等 面 積 (㎡)			大 農 機 具 所 有 状 況		家 畜 所 有 状 況	
	所 有 地	借 入 地	計	種 類	数 量	種 類	頭 羽 数
田				トラクター		乳牛	
畑				コンバイン		肉牛	
採草放牧地				田植機		軽種馬	
計				乾燥機		豚	
経営形態	・ 水 稻 ・ 畑 作 ・ 園 芸 ・ 酪 農 ・ 肉 用 牛 ・ 軽 種 馬 ・ 養 豚 ・ 養 鶏 ・ その他 ()					鶏	

3 取得希望条件

所 在	地 目	希 望 面 積	反 当 り 希 望 価 格	備 考
地区				
地区				

知らないとい
損する

農業者年金に 加入して安心して 豊かな老後を

- 60日以上農業に従事する方なら広く加入できます。
- 保険料は全額が社会保険料控除の対象で大きな節税効果。
- 一定の要件を満たす方には月額最大1万円の保険料補助。

と存じますか?

・65歳の日本人の平均余命は
**男性19年(84歳)、
女性24年(89歳)**
農業者年金受給者は
さらに長生きされる
データがあります。

高齢農家世帯の家計費は、
月額約23~24万円
が必要です。
(総務省家計調査などより)

国民年金の支給額は
一人、月々約6万5千円
(40年加入の場合)



豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分とは言えず、
老後の生活費は自分で準備する必要があります。

農業者の皆様も、メリットがたくさんある**農業者年金**に加入
して安心して豊かな老後を迎えましょう。

農業者年金に加入すれば ~農業者年金の支給額の試算~

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	77万円	65万円	1,645万円	1,742万円
30歳	30年	720万円	51万円	43万円	1,092万円	1,156万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	646万円	684万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	288万円	305万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.35%となった場合の試算です。受取総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の15年間(平成28年度まで)の運用利回りの平均は、年率2.77%です。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、平成30年度は0.35%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

農業者年金の特徴

1 農業に従事されている方は広く加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方やパートなどで農業に従事されている方も加入できます。

家族一人ひとりの年金を! 今、女性の新規加入者が増えています



2 保険料は自分で選べ、いつでも見直してできます

保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。



3 税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%~30%程度が節税)。
- 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。

つまり生涯を通じて税制上の優遇措置があります



まだまだあります。こんな特長▼

4 少子高齢時代に強い年金。年金資産は安全性を重視して運用しています

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

5 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金としてお支払いします。

6 一定の要件を満たす方は、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。この国庫補助額に見合う年金は、経営継承など一定の要件を満たせば特例付加年金として受給できます。また、経営継承の時期についての年齢制限はなく、事情に応じて受給の時期を決められます。

詳しくは…

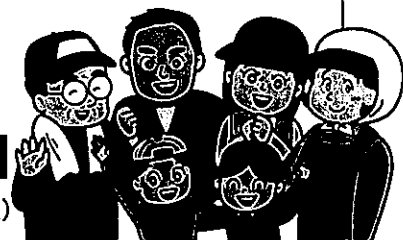
農業者年金基金 検索 <http://www.nounen.go.jp>



農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金

TEL: 03-3502-3199 (相談員) TEL: 03-3502-3942 (企画調整室)



農地を貸したい方

借りりたい方

農地中間管理事業を

活用しませんか!



公益財団法人北海道農業公社

(農地中間管理機構)

出し手

- 農業リタイア
- 経営転換
- 規模縮小
- 離れ地処分
- 後継者不在
- 農地の相違

出し手のメリット

- 機構は公的な機関なので、安心して買えます。
- 買付期間満了後、確実に農地が戻ります。
- 買付期間満了後、再度買することもできます。
- 農与税・相続税の納税還元の対象地について特定貸付けを行います。

農地中間管理事業の仕組み

市町村・農業委員会・JA

連携

(公財)北海道農業公社
(農地中間管理機構)

- 農地の借受け
- 農地の貸付け
- 受け手の募集・登録(公募)
- 必要に応じた農地の保全管理

受け手のメリット

- 規模拡大や業務効率化により生産性向上効果的な農地利用が図られます。
- 出し手が複数でも買料の支払は機構へ一括で済みます。

地域のメリット

- 所有不明農地の発生が防止できます。
- 機構集積協力を活用し、受け手を探します。

受け手

- 規模拡大、集約化
- 農業への新規参入
- 不在地主農地の活用
- 所有不明農地の活用

などをお考えの方

借受ける農地の基準

- 市街化区域外(一部例外あり)の農地であること。
- 再生不能と判定されている遊休農地など、利用が著しく困難な農地ではないこと。
- 当該農地の区域における種別希望者の状況などからみて、買付可能と判断できること。
- 農地利用の効率化及び高度化の促進に資すると見込まれるものであること。

貸付先決定ルール

地域農業の発展のため、借受けニーズを公平に満たしながら、地域の担い手の規模拡大や分散集約の解消、さらには新規参入者の経営安定に留意することを基本とする。

- ① 地域内の担い手との利用権の交換等を行う場合を優先的に配慮する。
- ② 貸付予定農地に隣接する担い手との貸付け協議を優先し、複数の場合には、希望条件や入・農地プランを考慮して解決を図る。
- ③ 上記①、②以外の場合、地域内の担い手の位置関係や希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度を考慮して順次協議する。
- ④ 地域内に担い手が十分ない場合は、借受希望者の位置関係などを考慮して順次協議し、特に新規参入者が担い手を自給せざるよう配慮する。

他事業のメリット

本事業の実施状況により、税金や他事業の採択や負担等で有利になる場合があります。

- 農地の固定資産税が軽減されます。(農面参照)
- 農業機械や施設の導入支援を受けられます。
- 強い農業、担い手づくり総合支援交付金
- 生産高調整金の支援を受けられます。
- 農地中間管理機構関連農地整備事業(農面参照)
- 農地耕作条件改善事業
- 果樹の優良品種・品種への改種等の支援を受けられます。
- 果樹経営支援対策事業

その他

- 市町村又は市町村公社等及びJAへ業務の一部を委託しています。
- 所有者不明農地について、農業委員会による権利者の探求・公示後に農地中間管理機構を活用して利用権(農地中間管理権)を設定する措置が講じられました。

(農地法に基づく措置は知事審議が必要です)

借受け・貸付けの手続き

出し手

● まずは、市町村の農地担当窓口又は農業委員会へご相談ください。

● 申請書等の提出・希望者登録(必要事項を記入し、市町村又は農会へ提出してください)。

● 農地状況の現地確認(現地調査)
※ 現地調査の日時、場所等についてはお問い合わせください。

受け手

● 公募への応募

● 応募者の公表(年3回)

● 農地のマッチング(借受者の選定)

● 貸付協議・手続き

● 機構による決定・北海道の公告(貸付完了)
又は
● 農業委員会の決定・市町村の公告(貸付完了)

出し手のメリット

- 機構は公的な機関なので、安心して買えます。
- 買付期間満了後、確実に農地が戻ります。
- 買付期間満了後、再度買することもできます。
- 農与税・相続税の納税還元の対象地について特定貸付けを行います。

借受け・貸付けの手続き

● まずは、市町村の農地担当窓口又は農業委員会へご相談ください。

● 申請書等の提出・希望者登録(必要事項を記入し、市町村又は農会へ提出してください)。

● 農地状況の現地確認(現地調査)
※ 現地調査の日時、場所等についてはお問い合わせください。

受け手

● 公募への応募

● 応募者の公表(年3回)

● 農地のマッチング(借受者の選定)

● 貸付協議・手続き

● 機構による決定・北海道の公告(貸付完了)
又は
● 農業委員会の決定・市町村の公告(貸付完了)

機構集積協力金

① 農業集積協力金	<p>○ 機構を活用して担い手への集積・集約化に取り組む地域を支援 (主な交付要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること <p>○ 機構の活用率</p> <table border="1"> <tr> <td>当該年度の貸付面積</td> <td>中山間地域は、中山間地域地ルネッサンス事業の実施地域</td> </tr> <tr> <td>地域の農地面積</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(前年度までの貸付面積除く)</td> </tr> </table>	当該年度の貸付面積	中山間地域は、中山間地域地ルネッサンス事業の実施地域	地域の農地面積		(前年度までの貸付面積除く)		<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>集積率</th> <th>交付単価</th> </tr> <tr> <td>区分1</td> <td>20%超40%以下</td> <td>4%超15%以下</td> <td>1.0万円/10a</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>40%超70%以下</td> <td>15%超30%以下</td> <td>1.6万円/10a</td> </tr> <tr> <td>区分3</td> <td>70%超</td> <td>30%超50%以下</td> <td>2.2万円/10a</td> </tr> <tr> <td>区分4</td> <td></td> <td>50%超</td> <td>2.8万円/10a</td> </tr> </table> <p>※貸付期間が6年未満の農地は交付対象外 ※一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分1とします</p>	区分	集積率	交付単価	区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a	区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a	区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a	区分4		50%超	2.8万円/10a
	当該年度の貸付面積	中山間地域は、中山間地域地ルネッサンス事業の実施地域																									
地域の農地面積																											
(前年度までの貸付面積除く)																											
区分	集積率	交付単価																									
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a																								
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a																								
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a																								
区分4		50%超	2.8万円/10a																								
② 集約化タイプ	<p>○ 担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域を支援 (主な交付要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の農地面積に占める担い手の6ha以上の圃地面積の割合が20ポイント以上増加すること ・ 既に担い手の6ha以上の圃地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1圃地当たりの平均農地面積が1.5倍以上となること 	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>集約率</th> <th>交付単価</th> </tr> <tr> <td>区分1</td> <td>40%超70%以下</td> <td>0.5万円/10a</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>70%超</td> <td>1.0万円/10a</td> </tr> </table>	区分	集約率	交付単価	区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a	区分2	70%超	1.0万円/10a																
区分	集約率	交付単価																									
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a																									
区分2	70%超	1.0万円/10a																									
③ 経営転換協力金	<p>○ 以下の農業者等が機構に農地を貸し付ける場合に協力金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農業部門の減少により経営転換する農業者 ② リタイアする農業者 ③ 農地の相続人で農業経営を行わない者 <p>(主な交付要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地(全ての※自作地)10年以上機構に貸し付けること ※機構に貸付ける1年以上前から自らの所有権に異つき継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地等 	<table border="1"> <tr> <th>貸付期間</th> <th>交付単価</th> <th>上限額</th> </tr> <tr> <td>10年未満</td> <td>1.5万円/10a</td> <td>50万円/1戸</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>1.0万円/10a</td> <td>25万円/1戸</td> </tr> </table> <p>※5年間で段階的に縮減・廃止。 ※令和4・5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合のみ対象</p>	貸付期間	交付単価	上限額	10年未満	1.5万円/10a	50万円/1戸	10年以上	1.0万円/10a	25万円/1戸																
貸付期間	交付単価	上限額																									
10年未満	1.5万円/10a	50万円/1戸																									
10年以上	1.0万円/10a	25万円/1戸																									
④ 農地集積集約協力金	<p>○ 農地耕作条件改善事業に取り組む場合の農業者負担を軽減するために協力金を交付 (主な交付要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象のうちが豊後整備済み地区に内在または隣接し、地域内で合計10ha(中山間5ha)未満であること ・ 対象農地のすべてが、目標年度までに担い手に集積され、農地中間管理権が15年以上設定されていること ・ 対象地を含む地域において、人・農地プランの見直し(実質化)を行うこと など 	<table border="1"> <tr> <th>自作地割合</th> <th>交付率</th> </tr> <tr> <td>100%</td> <td>12.50%</td> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>8.50%</td> </tr> <tr> <td>80%以上</td> <td>5.00%</td> </tr> </table> <p>※令和5年度までの特例措置</p>	自作地割合	交付率	100%	12.50%	90%以上	8.50%	80%以上	5.00%																	
自作地割合	交付率																										
100%	12.50%																										
90%以上	8.50%																										
80%以上	5.00%																										

※各協力金とも交付要件がありますので、詳細は北海道(総合)振興局 農務課又は各市町村農政担当までお問い合わせください。

固定資産税の軽減

内容	軽減期間
<p>所有する全ての農地(10a未満の自作地を除く)を新たにまとめて機構に10年以上の期間で貸し付けた場合、当該農地の固定資産税が一定期間1/2に軽減。</p>	<p>機構への貸付期間が</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 10年以上で3年間 ② 15年以上で5年間

機構関連事業

内容	実施要件
<p>事業対象農地のすべてについて、農地中間管理権が設定されていること</p> <p>※その他にも4つの要件がありますので、詳しくは北海道農政部長農村振興局農村計画課にご確認ください。</p>	

お問い合わせ先 <https://www.adhokkaido.or.jp>

公益財団法人 北海道農業公社	〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1-23	農用地部 農地中間管理課	☎011-252-7025
道央支所	〒068-0025 岩見沢市5条西5丁目2番地1	業務農地課	☎0126-23-2178
道南支所	〒040-0073 函館市宮前町33番13号	業務農地課	☎0138-44-5600
日胆支所	〒053-0021 苫小牧市若草町5丁目5番3号	業務農地課	☎0144-32-8171
十勝支所	〒080-0013 帯広市西3条南7丁目14番地	業務農地課	☎0155-24-0254
釧路支所	〒085-0018 釧路市黒金町12丁目10番地	業務農地課	☎0154-22-1538
根室支所	〒086-1006 標津郡中標津町東6条南1-2	業務農地課	☎0153-72-3296
北見支所	〒090-8650 北見市とん田東町617番地	業務農地課	☎0157-25-2826
上川支所	〒070-0030 旭川市宮下通4丁目2番5号	業務農地課	☎0166-25-2613
道北支所	〒097-0001 稚内市末広町4丁目2番31号	業務農地課	☎0162-33-3321

上記公益財団法人北海道農業公社又は各市町村の農政担当窓口又は農業委員会まで

